

入札参加資格制限措置の概要

1 対象業者の商号又は名称（代表者名）及び住所

商号又は名称（代表者名）	新明和工業株式会社 （代表取締役 五十嵐 龍之）
住 所	兵庫県宝塚市新明和町 1 番 1 号

2 措置期間

令和 7 年 11 月 23 日から令和 8 年 7 月 6 日まで（7 か月 2 週間）

※本市建設工事等入札参加資格制限措置要綱第 5 条の 2 及び第 4 条第 3 項並びに第 4 条第 7 項を適用。

3 事実概要

当該事業者は、令和 7 年 9 月 24 日に公正取引委員会より私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第三条に違反した業者として公表された。

4 措置理由

上記のことが、本市建設工事等入札参加資格制限措置要綱別表第 2 の 2（独占禁止法違反行為）に該当するため。

【入札参加資格制限措置要綱別表第 2 の 2】

措 置 要 件	期 間
（独占禁止法違反行為） 2 業務に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号に違反し、工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 12か月以上24か月以内

問い合わせ先
喜多方市総務部財政課 〒966-8601 福島県喜多方市字御清水東 7244 番地 2 電話 0241-24-5279